

ステップ1 まずは取組の進め方を

⇒P.6へ

確認しましょう

- ・進め方やアウトプットについて、意見交換
- ・自治体、自治会・町内会の防災対策の現状と課題を共有



ステップ2 身のまわりにどんな災害リスクが

⇒P.9へ

あるか考えましょう

- ・防災関係機関からの情報提供
- ・過去の災害での避難行動、現状の防災対策等について意見交換



ステップ3 実際にまち歩きをして

⇒P.15へ

確認してみましょう

- ・災害の危険箇所、頼りになる場所、避難経路を地図上で確認
- ・上記等をまち歩きで確認、気づいたことを地図上に記入



ステップ4 「災害・避難カード」を

⇒P.16へ

つくってみましょう

- ・まち歩きで確認した内容、災害時に提供される情報をもとに、各自がどのタイミングで、どこに避難するのか検討

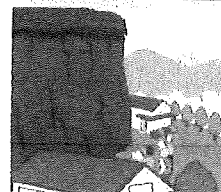


ステップ5 「災害・避難カード」を

⇒P.18へ

使ってみましょう

- ・「災害・避難カード」を活用した避難訓練を実施
- ・家族や地区の方々に「災害・避難カード」を普及させる



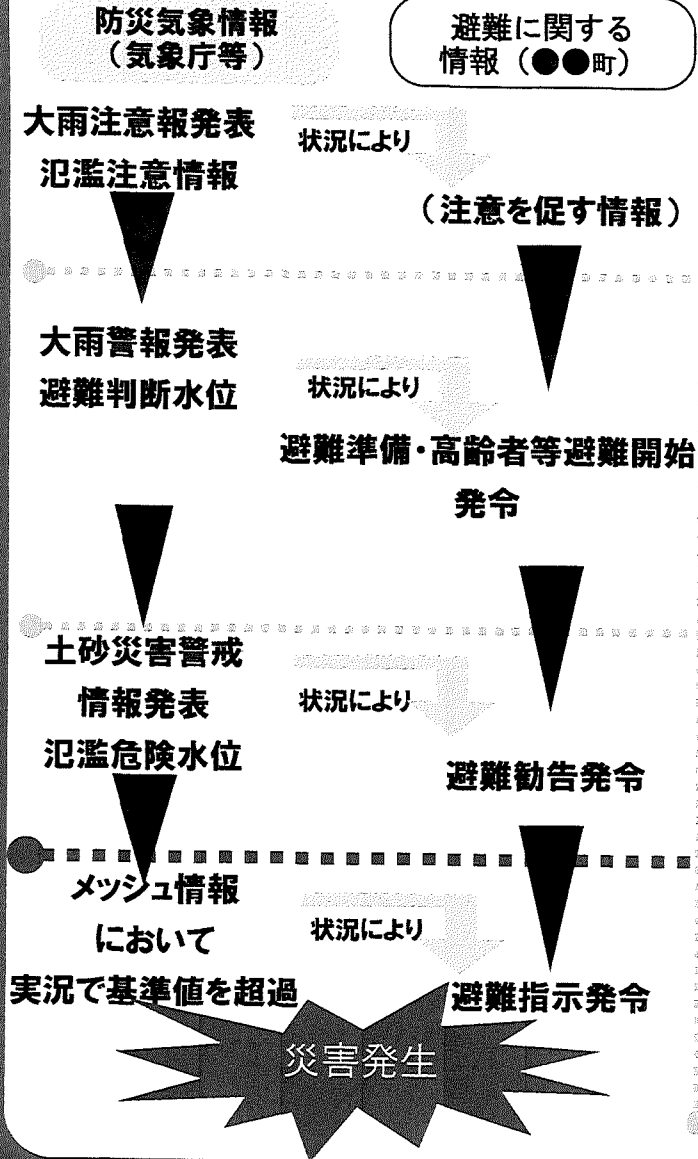
取り組みを受けて、継続的にカードを見直していく

※これは、進め方のモデルであり、地区の実情や取り組むべき課題を踏まえながら検討します

避難の基本的な考え方

- ◎ ●●●地区 には完全に安全な場所はない！
- ◎ 早目の行動が重要 状況に応じた避難場所の選択を！
- ◎ いつでも避難できる準備を 常日頃から！

避難に関する情報の流れ

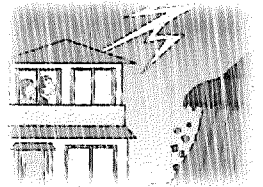


私たちはどのように？ (要支援者の支援を含む)

- 区長の判断により、避難準備・高齢者等避難開始の発令段階よりも前に●●●小学校の鍵を開ける
- 区の要支援者の方々の状況を組単位で、訪問や電話で確認し、避難を開始する (検討中)
- 要支援者を車で避難場所まで搬送する
- 避難が終了したら組長は区長に連絡
組長は区長に避難終了報告
- 要支援者の避難支援が終了したら、自分自身も避難する
- 家族と離れている方は、どこに避難したかを連絡する
- 消防団は町内を巡回しスピーカーで広報、逃げ遅れた区民がいないか確認
- ここまでに(避難指示(緊急)の発令前を目標)要支援者他、避難を要する区民の避難行動を終了
- いざという時は、自宅の中のできるだけ安全な部屋に移動する

どこに避難？

- 小学校の2・3F
- 町福祉施設など要支援者を受け入れ可能な施設
- 地区と協定を締結している宿泊施設
- 地区外の親戚・知人の家



あなたのまちのバリアフリー化を 提案してみませんか？

このようなことで困っていませんか？

横断歩道前面部に
勾配があり待つ
られない

歩道が狭く、
電柱が進行の
妨げとなっている

点字ブロックが
つながっていない

手すりを使うと階段を
斜めに上り下りしな
ければならず危険

駅舎内に段差がある

手すりの両端に水平部分
がなく、階段途中から手すり
がはじまっている

点字ブロックの上に
駐輪する自転車

- 「病院がバリアフリー化されているのに、歩道が狭いので車いすで通院できない！」
- 「駅前がバリアフリー化されたのに、駅舎内に段差があるので電車に乗りづらい！」
- 「歩道に点字ブロック※が整備されたのに、建物内へつながっていない！」 など

※正式には、「視覚障害者誘導用ブロック」といいます。

施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められ、移動に困る...

解決策があります！

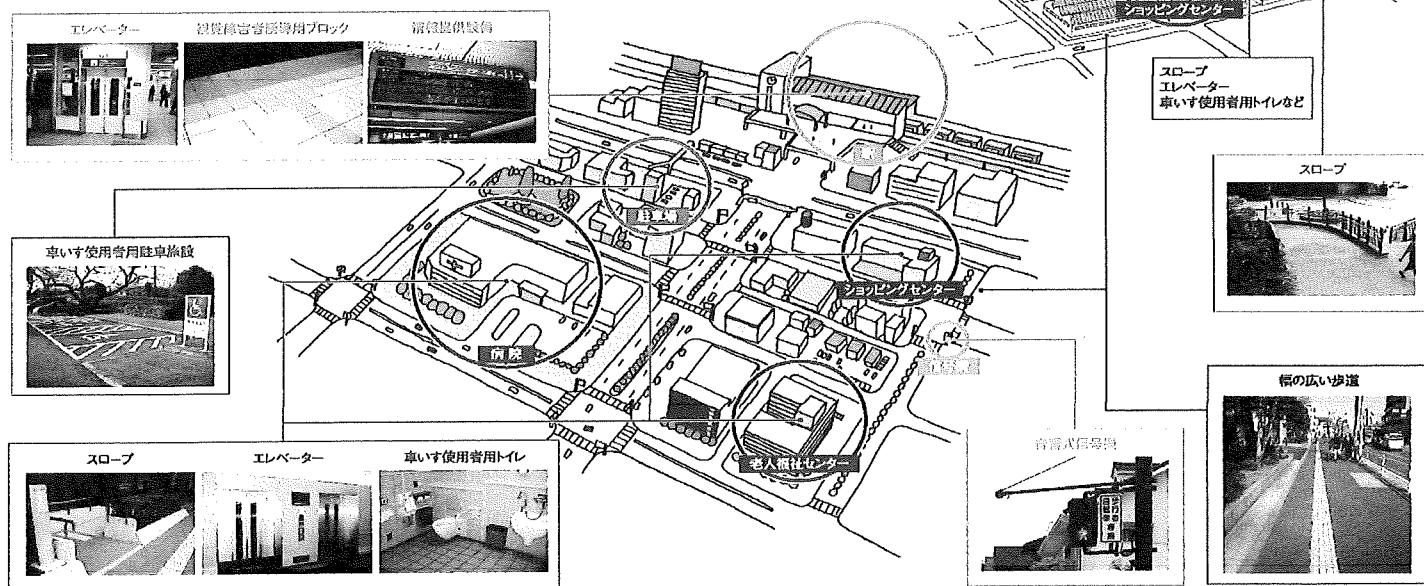
駅・道路・建物などの連続したバリアフリー化を進めるために、市町村が〈基本構想※〉を作成する制度があります。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく基本構想。

バリアフリー法に基づく〈基本構想〉とは

- 駅・道路・建物などで、近年バリアフリー化が進められてきました。しかし、施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないなどの課題がありました。
- そこで、バリアフリー法に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、駅・道路・建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、市町村が、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができることになりました。
- 関係する事業者・建築主などは、基本構想に基づき、具体的な事業計画を作成し、事業を実施していくことになります。

市町村が定める基本構想が実現すれば
連続したバリアフリー化ができ、利用者
住民のみなさんが移動しやすく暮らしやす
いまちになります！



さらに、市町村が基本構想を作成していない場合や
基本構想を見直して欲しい場合などには、

利用者、住民、NPO法人、公共交通事業者
などのみなさんが、市町村に対し
基本構想の作成・変更を提案できます。

次の流れで、市町村に提案することができます。

まちのバリアフリー化のための ③つのステップ

STEP

1

みんなと一緒にまちのバリアを発見しましょう！

- みんな※と一緒に、駅・道路・建物などの「バリア」を探しましょう。

※地元の町内会、商店街組合など、同じ地域にお住まいの方々が想定されます。



みんなと一緒にまちのバリアを調査（イメージ）

STEP

2

みんなでバリアフリーのまちについて話し合しましょう！

- まちを移動する視点から、駅・道路・建物などがバリアフリー化されているかどうか、みんなと話し合しましょう。
- 早めに市町村からアドバイスを受けることも大事です。



みんなと一緒にバリアフリーについて話し合い（イメージ）

STEP

3

みんなで考えたことを市町村に提案しましょう！

- 連続したバリアフリー化を希望する地区の範囲や駅・道路・建物などの具体的な案※を地元の市町村に提案しましょう。

※バリアフリー基本構想の素案といいます。→次ページ参照



歩道（整備前）

まちの
バリアフリー化
が実現



歩道（整備後）

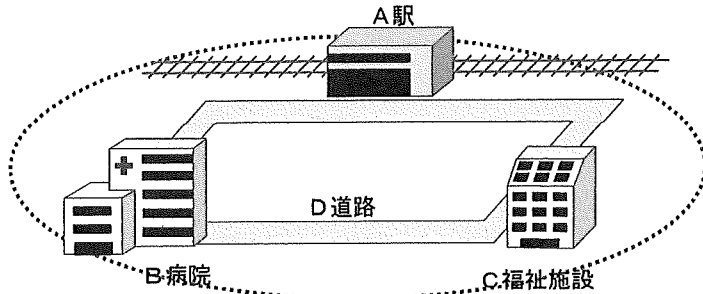
まず、あなたが動くことから始まります！

バリアフリー基本構想の素案とは・・・

- 利用者、住民、NPO法人、公共交通事業者などのみなさんが、市町村に対して基本構想を作成・見直して欲しい場合に、原則として、以下の内容（イメージ）の素案を作成して、市町村に提案ができます。なお、市町村は、提案の採否の検討をした上で基本構想を作成・見直します。

■素案の内容（イメージ）

① 連続したバリアフリー化をして欲しい地区の範囲と、選定理由



【地区の範囲】

- ・多くの高齢者、障害者等が利用する駅・建物やその間の道路を含む地区

【選定理由】

- ・高齢者、障害者等が自由に移動できるように、連続してバリアフリー化することが必要なため

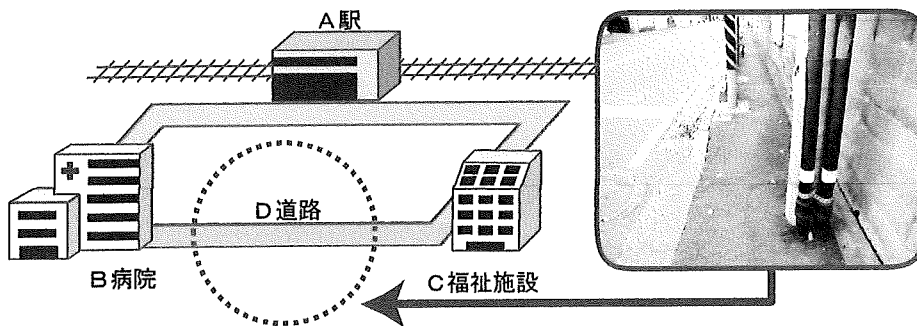
② 連続したバリアフリー化をして欲しい具体的な駅・道路・建物などの特定と選定理由

| 名称 | 選定理由 |
|--------|------------------|
| A 駅 | エレベーターがついていないため |
| B 病院 | 車いす駐車スペースが少ないため |
| C 福祉施設 | 案内までの点字ブロックがないため |
| D 道路 | 歩道が狭いため |

③ その他、困っていること（点字ブロックの上に駐輪する自転車を撤去して欲しいなど）

なお、このような素案を作成することが難しい時は・・・

- ・高齢者、障害者などがよく利用する施設が集中する地区において、バリアのある施設の特定と改善策を市町村に提案することから始め、市町村による基本構想策定につなげていくのも一つの方法です。



【場所の特定】

- ・D道路の歩道

【選定理由】

- ・高齢者、障害者等がよく利用する病院や福祉施設とをつなぐ道路なので、バリアフリー化を図り、移動できるようにすることが必要

国土交通省各地方支分部局等お問い合わせ先

総合政策局 安心生活政策課 03-5253-8305・8306

| | | | | | |
|--------------|-----------|--------------|--------------|-------|--------------|
| 北海道運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 011-290-2725 | 北海道開発局開発監理部 | 開発調整課 | 011-709-2311 |
| 東北運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 022-791-7513 | 東北地方整備局企画部 | 企画課 | 022-225-2171 |
| 関東運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 045-211-7268 | 関東地方整備局企画部 | 企画課 | 048-601-3151 |
| 北陸信越運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 025-285-9152 | 北陸地方整備局企画部 | 広域計画課 | 025-280-8880 |
| 中部運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 052-952-8047 | 中部地方整備局企画部 | 企画課 | 052-953-8119 |
| 近畿運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 06-6949-6431 | 近畿地方整備局企画部 | 企画課 | 06-6942-1141 |
| 神戸運輸監理部 | 企画課 | 078-321-3144 | 中国地方整備局企画部 | 企画課 | 082-221-9231 |
| 中国運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 082-228-3495 | 四国地方整備局企画部 | 企画課 | 087-851-8061 |
| 四国運輸局交通環境部 | 消費者行政課 | 087-825-1174 | 九州地方整備局企画部 | 企画課 | 092-471-6331 |
| 九州運輸局交通環境部 | 消費者行政・情報課 | 092-472-2333 | 沖縄総合事務局開発建設部 | 建設行政課 | 098-866-1901 |
| 沖縄総合事務局運輸部 | 企画室 | 098-866-1812 | | | |